

教養をつみ視野を広げて、平和で文化のかおり高いまちをつくりましょう。

主な内容

- 国民健康保険事業に
あなたのご理解を…2P
- 投票日は6月22日…3P
- 市の水道事業…3P
- くらしの講座への
おさそい他…4P

広報

のほろへつ



第7回 市民植樹祭

登別市民憲章推進協議会と市の共催による「第七回市民植樹祭」が、六月一日午前十時から市内柏木町の市民の森、望洋公園で行われ、グリーンパトロール隊員や青年会議所、家族連れなどが約百五十人が参加、サクラやウメなど三百本の植樹作業に、さわやかな汗を流しました。

市民の森には、現在、ぐみ、くり、くるみ、サクラ、ウメなど約千五百本が植樹されており、市民の憩の場としてこれからの季節には家族づれでにぎあうところです。

子供もお年寄りも
いっしょうけんめいうえています。



6 1980 . 15

国民健康保険事業に あなたのご理解を

国民健康保険は、被保険者の方の医療給付費に使うため、国保税を納入していただいている、地域における医療保険制度として、重要な役割を果しています。

市では国民健康保険の給付内容の充実に努めていますが、今年度は課税方式の一部と税率を改正しました。その内容を二回に渡りお知らせしますので、国民健康保険事業に一層のご理解を、お願いいたします。

なぜ課税方式を 改めたか

国民健康保険税は「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の四つの要素の合算で算出されています。そのうち計算方法が変更になったのは、「所得割」でいままで市民税所得割額を算定基礎としていたが、この方式ですと、市民税が所得の段階によって税率が変わるため、所得のわずかな違いによって、市民税所得割が大きく変化し、保険税も増減しますし、比較的所得階層の多い被保険者の中で一部の中間所得階級に保険税負担が集中するなど、不均衡が拡大しております。

- という調整措置です。
- ただし、次のような場合は特例計算が行なわれます。
- (1) 給与所得の場合は、所得から総収入金額の五割（最高二万円）を控除します。
 - (2) 事業所得等の場合は、専従者給与額等の控除前の額とします。
 - (3) 分離課税所得については譲渡にかかる特別控除前の所得額。
 - (4) みなし法人課税を選択した場合はその適用がなかったものとした場合の所得額とします。
- ◎なお、保険税の課税限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げましたが、これは医療費の増高等、被保険者一世帯当りの総医療費の見合いで、限度額をおさえますと、それだけ所得の低い人や中間所得階層に負担させることになりまので、これを回避するためにとられた措置です。

現状と実態

国民健康保険税の改正にあたって、基礎要因になります現状と実態について、次の表のような状況になっていきます

(1) 被保険者の加入状況（第一表）

(2) 保険給付費の状況（被保険者負担分）（第二表）

第1表 被保険者の加入状況

年度	世帯数	加入率	被保険者数	加入率
51	4,132	26.8	12,162	23.3
52	4,376	27.5	12,570	23.5
53	4,723	28.8	13,157	24.2
54	5,006	29.6	13,552	24.4

加入率は市世帯数及び人口との割合で54年度は見込みです。

第2表 保険給付費の状況（被保険者負担分）

項目	51 (千円)		52 (千円)		53 (千円)		54 (千円)	
	対前年比 (%)							
療養給付費	548,623	129.9	641,798	117.0	873,578	136.1	1,053,445	120.6
療養費	1,923	123.8	4,391	228.3	8,113	184.8	12,216	150.6
高額療養費	38,046	143.2	45,995	120.9	90,016	195.7	121,088	134.5
助産費	6,060	197.4	8,620	142.2	9,000	104.4	8,880	98.7
葬祭費	385	97.0	2,085	541.6	2,885	138.4	3,330	115.4
計	595,037	131.1	702,889	118.1	983,592	139.9	1,198,959	121.9

※昭和51年度～53年度までは実績数値で昭和54年度は見込みです。



保険税と 医療費の関係

老人医療費無料化、高額療養費支給制度の普及並びに相次ぐ医療費の改訂により保険給付費は、毎年増大しています。

昭和五十四年度保険給付費総額は十二億二百四十四万二千円が見込まれ昭和五十三年度の九億八千五百九十九千円にくらべて二十一・八六％増加となる予定です。

この増加の一途にある医療費をまかなうには、国の負担金はもとより、みなさんが負担する保険税も、ふやしていただかなければなりません。

この医療費と保険税の関係は、図（第三表）で示すと次のようになります。

ただし、患者自己負担分（三割分）のうち、三万九千円をこえる分（高額療養費支給分）や、老人、身障者、乳幼児等の医療費無料化に伴う七割分の給付費及び高額療養費該当分についても、国民健康保険で負担しています。

以上のように、医療費が低くおさえられれば、保険税も低くできることがわかりいただけます。

第3表 保険診療分
医療費用額(100%)

項目	70%		30%	
	国民健康保険で負担する分	患者自己負担分	国民健康保険で負担する分	患者自己負担分
療養給付費	高額の療養費	療養費	療養給付費	療養費
療養費	療養給付費	療養費	療養給付費	療養費
高額療養費	療養給付費	療養費	療養給付費	療養費
助産費	療養給付費	療養費	療養給付費	療養費
葬祭費	療養給付費	療養費	療養給付費	療養費
計	療養給付費	療養費	療養給付費	療養費

老人居室整備資金 をご利用ください

道では、同居または、同居しようとする六十歳以上のお年寄りのために部屋を増改築する場合、必要な資金を貸し付けしています。

●申し込み条件

※道内に引き続き一年以上住んでいる方

※申し込み者の前年の総収入が四百五十万円以下の方（扶養家族が四人を超える場合は、超えた家族一人につき四十万円が加算されます）



- 整備資金のとなえが困難で、貸付金を必要とする方
- 貸付金を確実に償還することができの方
- 貸付申請期限
- 貸付件数に限りがありますので早めに申請願います
- 貸付限度額
- 一件百万円以内
- 手続き先

登別市福祉事務所福祉課
（電話⑤2111、内線291）

投票日は六月二十二日

- 衆議院議員総選挙
- 最高裁判所裁判官国民審査
- 参議員 全国選出議員通常選挙

あなたの一票が、政治の動向を占う大切な意味を持っていることに注意して、自分の意志で投票しましょう。



投票所・開票会場を 変更します

- 次の投票所を変更いたしますので投票当日、おまちがいのないようご注意ください。
- 第六投票所：ニナルカ会館（変更前・ソグダ労組事務所）
 - 第十投票所：登別温泉公民館（変更前・登別商工観光会館）
 - 第二十投票所：登別市青少年会館（変更前・登別市立図書館）
- 開票は幌別小学校体育館で行います。

ご寄贈ありがとうございます

（敬称略）

- 社会福祉協議会（愛情銀行へ）
- 現金寄贈 ニノ田春夫、大塚攻、ミュージックサバールイ、山名建設、匿名一件
- 物品寄贈 尾形興拓、広瀬重次、田中美智子、奥野恒夫、高野紀子
- 古切手寄贈 ロータリークラブ 佐々木真一、坂本武、宮下ふじの、松田組、柳川田自動車工業、友愛青年連盟登別支部、サトウ電気、木村ノブ子、柳斎藤電器、登別中学校一年A組
- 養護老人ホーム恵寿園へ
- 物品寄贈 小原ラーメン工場

- 佐々木智龍、島田豊年、笹谷ミヨ、上田邦男、成田山滝泉寺、福江設備、鼻和秀四郎、新明榮明、ホクレン農業協同組合連合会、鈴木宏子、八重樫昭二、上石玲子、室蘭民報販売所、浜富造、藤江みどり、佐々木マサエ



1月～4月 火災発生状況

月日	時間	場所	用途	焼区	面積 (㎡)	損害額 (千円)	死者		罹者		火災の原因	
							死者	罹者	世帯	人員		
2.5	14:50	カルルス町	住宅全焼		85	3,728	1	1	1	1	たばこの投げ捨て	
2.6	9:05	幌別町6丁目	車庫部分焼		10	89					ストーブに可燃物落下	
2.16	9:30	カルルス町	寄寓舎全焼		3,127	57,316			21	34	不明	
2.16	12:35	美園町5丁目	住宅半焼		26	4,136			2	7	子供の火遊び	
2.16	17:30	旭木町1丁目	共同住宅部分焼		3	492			1	4	不明	
2.18	12:40	中央町1丁目	併用住宅全焼		157	11,364			2	5	ストーブの過熱	
3.7	5:00	富士町3丁目	住宅全焼		54	2,274	1		2	2	たばこの不始末(疑)	
3.17	19:24	幌別町8丁目	共同住宅部分焼		3	679			1	1	たばこの不始末	
3.21	16:00	美園町4丁目	作業所全焼		40	175					不明	
3.27	20:20	幌別町3丁目	共同住宅部分焼		7	536			1	1	ローソクの消し忘れ	
4.26	13:35	千歳町5丁目	原野			1,500					子供の火遊び(疑)	
計11件						3,512						
(建物10件、林野1件)						1,500	80,809	1	1	31	55	

たばこ・火遊びによる 火災が多発しています

市内の今年一月から四月までの火災発生状況は、表のとおり建物火災十件、林野火災一件の計十一件で、昨年の年間十件をすでに一件上回る多発傾向を示しています。これらの火災原因を見ますと、そのすべてが、ちょっとした不注意によるものばかりで、特にたばこの火の不始末、子供の火遊びが目立って多くなっています。貴重な生命、身体や財産を悲惨な火災から守るために、火の元には十分気をつけましょう。

正しい花火遊びを

消防本部予防係

- ▽ 今年も花火のシーズンがやってきましたが、次のことを守り楽しい花火をしましょう。
- ▽ 花火を入り家に向けたり燃えやすいもののある場所で遊ばないようにしましょう。
- ▽ 大人と一緒に遊びましょう。
- ▽ 花火に書いてある遊び方をよく読んで、かならず守りましょう。
- ▽ 水を用意しましょう。
- ▽ 花火をほぐして遊ぶことは危険です。絶対してはいけません。
- ▽ 正しい位置に点火してください。
- ▽ 花火をポケットに入れてはいけません。

市の水道事業

昭和五十五年水道事業会計予算について、図表でお知らせします。人口の増加や水洗トイレの普及によって、水需要は増大しています。こうした状況に対応するため、本年度から「登別上水道第一期拡張事業」を実施します。この事業費として本年度は、三億円を予算計上いたしました。また、配水管布設整備事業には約一億六千万円の予算をみております。

昭和55年度水道事業会計予算内容

営業的収支予算



施設設備的収支予算



「LIVINGの講座」 くのおおんこ

みなさんで参加して明日のくらしに役立てましょう。
市では、登別市市民生活安定条例の制定を記念して、より豊かな合理的なくらしをするための「くらしの講座」を次のとおり開催します。

- おさそい合わせて参加し、くらしに役立つ知識を深めましょう。
- ▽受講資格 年齢、性別を問わずどなたでも参加できます。
- ▽申し込み先 市役所消費経済係（電話5局2111内線257）
- ▽申し込み期限 六月三十日（各定員五十人で締切ります）
- ▽受講料 無料
- ▽講師 北海道消費生活指導者
- ▽日時・会場・講座
- ▽7月9日 10時から 中央公民館 「北国の衣生活」
- ▽7月9日 午後1時から 中央公民館 「健康を考える食生活」
- ▽7月10日 10時から 鷺別公民館 「北国の衣生活」
- ▽7月10日 午後1時30分から 登別市婦人センター（登録） 「健康を考える食生活」

休館日のお知らせ

各公民館

- 四月一日から各公民館の休館日が次のとおりになりました。
- ▽毎週火曜日（火曜日が祝日にあたるときは木曜日）
- ▽祝日の翌日（祝日の翌日が日曜日にあたるときは水曜日）
- ▽祝日が日曜日にあたるときは水曜日

また、法律によりし尿浄化槽の維持管理には保守、点検、清掃が義務づけられており、保守点検はし尿浄化槽の方式、大きさにより年間の実施回数が決まっています。

土用

満ち満ち

「土用」というと、まず連想するのは、夏の暑さ。そして、丑（うし）の日のうなぎ。

ところが実際には、「土用」は春夏秋冬にそれぞれ一回、年に四回あります。春の土用は立夏の前の十八日間、以下同じように夏は立秋の、秋は立冬の、冬は立春の前十八日間となっており、その初めの日を「土用の入り」といいます。

それがいつの間にか、夏の土用ばかりが知られるようになり、衣類を虫干しする土用干しとか、土用波とかいうのも、すべて夏の土用のことになってしまいました。

し尿浄化槽設置者へ お願い

室蘭保健所

水洗便所の普及に伴い、し尿浄化槽がふえています。し尿浄化槽は、汚水を微生物の働きによってきれいな水に浄化する装置です。維持管理が悪いと悪臭がしたり、カ・ハエ等の発生の原因となったりきたない水を流してしまうこととなります。

また、法律によりし尿浄化槽の維持管理には保守、点検、清掃が義務づけられており、保守点検はし尿浄化槽の方式、大きさにより年間の実施回数が決まっています。

自らで、できない場合は専門家に委託して行なわなければなりません。

悪臭・カ・ハエ等の発生を防止し、生活環境を守りきれいな川、湖、海を守るため一人一人が注意して住み良い町をつくりましょう。

「し尿浄化槽についての問い合わせは室蘭保健所衛生係へ」電話：〇四三二二一九一三二、内線：三七四

さつき展を鑑んで

文化協会盆栽部による丹精こめたさつき展が、次のとおり開かれます。

市民多数のご観覧を、お待ちしております。

- ◎中央公民館ロビー（六月二十五日、二十六日、二十七日：午前十時～午後六時）
- ◎鷺別公民館二階ホール（六月二十八日：午後一時～午後六時、六月二十九日、三十日：午前十時～午後六時）

潜在看護婦の講習会

社団法人北海道看護センターでは、道内看護職員の充足対策の一環として、就業していない看護婦や准看護婦の再就業を促進するための次のとおり講習会を開催します。

- ▽開催地区・期日
- ・札幌地区 十二月一日～六日
- ・深川地区 七月二十一日～二十三日
- ・倶知安地区 九月八日～十三日
- ▽受講料 無料（交通費、宿泊費は自己負担）

室工大婦人テニス 教室が開かれます。

実施期間 七月十四日から七月二十二日まで、土・日曜日を除く七日間で、午前九時から十二時まで。

▽講師 室蘭工業大学教授
▽参加対象 成年女子（健康に異常のない方）

▽募集人員 軟式テニスコース、硬式テニスコース 各三十五名

▽申し込み期間 六月二十日から二十五日まで。（消印有効）
▽申し込み方法 官製往復ハガキを使用し、往信には教室名（軟式・硬式）、住所、氏名、生年月日、年齢、職業、電話番号を記入し、返信には自分の宛名を記入ください。

▽申し込み先 室蘭工業大学学生部教務課（室蘭市水元町二七〇一 T050）

▽講習料 二千五百円

新着図書案内

市立図書館
5局4324



- 〇にんげん望遠鏡 森繁久彌
- 〇額田女王 井上靖
- 〇私小説 池田満寿夫
- 〇碓 円地文子
- 〇重い歳月 津村節子
- 〇たかが葉っぱの話から 白根節子
- 〇ムツゴロウの人間教育 畑正憲
- 〇嘶家かたぎ 三遊亭圓生
- 〇老人ホーム日記 日高登
- 〇蝶花遊園 田辺聖子
- 〇魂ふる日 岡松和夫
- 〇一ダースなら怖くなる 阿刀田高
- 〇霧の中の異邦人 黒岩重吾
- 〇旅人たちの南十字星 佐木隆三
- 〇走れ！ミキ ゴーマン美智子

七月の健康相談

実施日：七月二日（中央公民館）
七月三日（鷺別公民館）
七月十五日（鷺別公民館）
受付時間：午前の部（十時～十三時）
午後の部（十三時～十三時三十分）

内容

- 午前：成人病相談 妊婦相談 家族計画相談 幼児相談（一歳以上） 赤ちゃん相談（一歳未満） 但し七ヶ月児を除く
- 午後：七ヶ月児相談（昭和五十四年十二月出生児）
- 〇登別、登別温泉地区の健康相談は午前の部のみです。
- 〇用意するもの：母子健康手帳、バスタオル、換えオムツ

街頭献血のお知らせ

次の日程により街頭献血を行いますので、市民の皆様のご協力を願います。
日時：七月三日（木）午後一時から午後四時まで
場所：イーストショップ前

予 防 接 種

◎接種上の注意 ・母子健康手帳を持参・接種前日は入浴し、当日は清潔な肌を着用・体温は必ず家で計ってくる・子供の健康状態の良好な時に接種する・接種前後に激しい運動をさせない・できるだけ母親が付き添う◎次に該当する人は、予防接種は受けられません・発熱している人・または著しい栄養障害者・心臓、じん臓、肝臓の病気にかかっている人・アレルギー体質または副作用をおこしたことがある人・種痘・BCG・はしか・ポリオの予防接種を受けて1カ月を過ぎていない人・風疹・はしか・水ぼうそう・おたふくかぜが治って1カ月を過ぎていない人、◎対象児 ・三種混合 生後24カ月から48カ月未満児 ・ツベルクリン反応 生後3カ月から48カ月未満の未接種児 ・BCG 生後3カ月から48カ月未満児でツベルクリン反応が陰性だった幼児

会 場	時 間	予 防 接 種 名		
		三種混合	ツベルクリン反応	B C G
ひまわり園	13:00~13:30	7月18日	7月23日	7月25日
鷺別公民館	13:45~14:15	7月18日	7月23日	7月25日
富浜児童館	13:00~13:30	7月30日	7月2日	7月4日
登別公民会	13:00~13:30	7月18日		
登別温泉公民館	14:00~14:30	7月30日	7月2日	7月4日
中央公民館	13:00~13:30	7月10日	7月1日	7月3日
		7月17日	7月28日	7月30日

七月予防接種日程表